

金町浄水場常用発電PFIモデル事業に係る電力及び蒸気供給契約

東京都水道局

電力及び蒸気供給契約書 契約条項一覧

章 条	項目名	章 条	項目名	章 条	項目名
第1章 総則		第23条	(系統連系)	第46条	(任意解除権の留保)
第1条	(総則)	第24条	(計量)	第47条	(予算の減額又は削除があった場合の解除)
第2条	(権利義務の譲渡等)	第25条	(補給電力)	第48条	(協議解除)
第3条	(一括委任等の禁止)	第26条	(電力の供給)	第49条	(不可抗力による解除)
第4条	(許認可等)	第27条	(電力料金)	第50条	(契約終了後の原状復帰)
第5条	(履行場所)	第28条	(蒸気の供給及び料金)	第6章 補償及び損害賠償	
第6条	(本件設備の所有)	第29条	(発電停止中の所内電力)	第51条	(供給停止等の場合の補償)
第7条	(関係者協議会)	第30条	(料金の請求及び支払)	第52条	(契約解除の場合における賠償)
第2章 建設		第31条	(料金の改定)	第53条	(補強工事に係る損害の賠償)
第8条	(コンピュータシステムの建設)	第32条	(原料水)	第54条	(本件設備の修理等に要する経費)
第9条	(第三者への委任等)	第4章 設備の運営及び維持管理		第55条	(保険)
第10条	(測量調査)	第33条	(総則)	第7章 雑則	
第11条	(現状調査)	第34条	(系統連系に関する遵守事項等)	第56条	(法令変更等)
第12条	(設計)	第35条	(第三者への委任等)	第57条	(不可抗力)
第13条	(書類の提出)	第36条	(運転管理体制等)	第58条	(秘密の保持)
第14条	(工事の施行)	第37条	(都市ガスの受給等)	第59条	(解釈)
第15条	(工期及び工程の変更)	第38条	(停止計画)	第60条	(端数処理)
第16条	(試運転)	第39条	(性能検査)	第61条	(疑義についての協議)
第17条	(完成検査)	第40条	(環境指標値)		
第18条	(説明要求、立会い等)	第41条	(排水処理)		
第19条	(工事用電力等)	第42条	(報告、説明等)		
第20条	(建設用地の原状復帰)	第5章 契約の終了			
第3章 電力及び蒸気の供給		第43条	(契約期間)		
第21条	(総則)	第44条	(乙の債務不履行等による契約の解除)		
第22条	(取合場所)	第45条	(甲の債務不履行による契約の解除)		

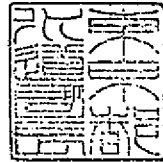
電力及び蒸気供給契約書

- 1 件名 東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業に係る電力及び蒸気供給
- 2 契約金額
 - (1) 電力
 - ア 基本料金 1日につき 715,955円
 - イ 従量料金 1キロワット時ごとに 9.28円
 - (2) 蒸気
 - ア 基本料金 1日につき 44,616円
 - イ 従量料金 1メガジュールごとに 0.47円
- 3 履行期間 契約締結の日の翌日から裏面約款に定める日まで
- 4 履行場所 裏面約款記載のとおり
- 5 契約保証金 免除

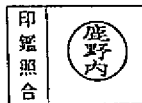
東京都を甲とし、金町浄水場エネルギーサービス株式会社を乙とし、甲と乙とは、裏面約款により電力及び蒸気供給契約を締結する。
甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年10月18日

甲 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 氏 名 東京都
 代表者 公営企業管理者
 東京都水道局長 赤川 正和



乙 住 所 東京都江東区豊洲二丁目1番1号
 氏 名 金町浄水場エネルギーサービス株式会社
 代表者
 代表取締役社長 安達 竹雄



第1章 総則

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書及び約款（以下「契約書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の期間、電力及び蒸気を甲に供給するものとし、甲は、契約書に定めるところに従い、その料金を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、前項の供給を行うため、乙の責任及び費用において、契約書に定めるところに従い、コージェネレーションシステム（電力及び蒸気を発生させるガスタービン発電機、排熱ボイラ及びこれらの付帯設備をいう。以下同じ。）並びに電力及び蒸気を供給するために乙が設置する一切の設備（以下コージェネレーションシステムと併せて「本件設備」という。）の設計、建設、維持、管理及び運営並びにこれらに必要な測阻調査、現状調査、資金調達及び租税の納入を行うものとする。
- 4 乙は、契約書に特別の定めがある場合を除き、この契約を履行するために必要な一切の手段を、その責任において講じるものとする。
- 5 この契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、承諾及び解除は、契約書に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 9 契約書における期間の定めについては、契約書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 甲及び乙は、次項に規定する場合を除き、この契約上の地位又はこの契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。
- 2 乙は、乙が甲に対して有する債権を譲渡し、又はこれに対して担保権を設定する場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。この場合において、乙が融資銀行（この契約を履行するための資金を乙に融資する金融機関をいう。以下同じ。）に対して乙が甲に対して有する金銭債権に担保権を設定するときは、甲は、乙が次に掲げる事項を承諾し、かつ、当該融資銀行が次に掲げる事項を甲に対して事前に書面により約したときに限り、これを承諾するものとする。
 - (1) 担保権を設定した金銭債権に関する支払は、甲がこの契約に基づく支払債務を履行するための口座として特定し、登録した口座（以下「登録口座」という。）に払い込むことにより行うことができること。
 - (2) 融資銀行は、担保権を実行したときは、直ちに甲に対して登録口座の変更を申請すること。
 - (3) 担保権実行の通知の前後にかかわらず、甲が登録口座に払い込むことにより支払った場合は、甲の支払債務が履行されたものとされること。
- 3 乙は、この契約の締結時点における株主以外の者に対して新たに株式を発行する場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

(一括委任等の禁止)

第3条 乙は、契約書に特別の定めがある場合を除き、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

(許認可等)

- 第4条 甲及び乙は、それぞれその責任において、この契約を履行するために必要な許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、この契約の履行上当該許認可等を必要とする時まで、許認可を申請しこれを受け、又は届出を行い、契約終了時又は契約の履行上当該許認可等を必要としないこととなる時までこれらを維持しなければならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から許認可等の申請、届出又は維持について協力要請があったときは、

実務上可能な範囲で、必要な資料の提出等について互いに協力するものとする。

(履行場所)

- 第5条 乙は、別紙1に示す事業場所において、この契約に基づく本件設備の建設、維持、管理及び運営並びに電力及び蒸気の供給を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行以外の目的に事業場所を使用してはならない。
- 3 乙は、甲が所有し、又は管理する事業場所の構造物その他の物件に一切の改変を加えてはならない。
- 4 事業場所に係る賃借権、地上権その他一切の私権は、これを設定しない。
- 5 乙は、事業場所における作業等につき、事業場所又はこれを管理する甲の事業所に適用される法令、許認可等の遵守事項、甲の管理規程等を遵守し、かつ、甲の庁舎管理者の監督権限に服するものとする。
- 6 乙は、乙の業務を第三者に行わせる場合は、前項の規定に基づき乙に適用される遵守事項等を乙の責任において当該第三者に遵守させるものとする。
- 7 甲は、乙がこの契約を履行するに際し、支障が生じ、又は支障が生ずる恐れがあるときは、事業場所の構造物その他の物件を履行に適する状態に整備するものとする。

(本件設備の所有)

- 第6条 乙は、本件設備を所有するものとする。ただし、事前に甲の書面による承諾を得て、甲の付する条件に従って本件設備の全部又は一部を譲渡担保に供する場合又は本件設備のうち次に掲げるものを賃借、リースその他の方法により調達する場合は、この限りでない。
- (1) 事務機器
(2) 什器
(3) その他甲の同意を得たもの
- 2 乙は、本件設備に担保権を設定する場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定に基づき、乙が融資銀行に対して本件設備の全部若しくは一部を譲渡担保に供し、又は融資銀行に対して本件設備に担保権を設定する場合は、甲は、乙が第34条第4項の措置、第40条第3項の改善措置、第42条第4項の措置、第50条第1項の撤去又は第5条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第21条第1項、第26条(第5項を除く。)、第33条、第34条第1項、第36条、第37条(第2項及び第6項を除く。)、第38条第1項、第39条第1項若しくは第40条(第3項及び第7項を除く。)の規定に基づく本件設備の維持、改変若しくは移動を行うことを妨げないことを、融資銀行が甲に対して事前に書面により約したときに限り、これを承諾するものとする。

(関係者協議会)

- 第7条 本件設備の設計、建設、維持、管理及び運営に関する甲乙間の協議を行うため、関係者協議会(以下「協議会」という。)を設ける。
- 2 甲及び乙は、契約書の規定に基づき協議会において協議すべき事項その他本件設備の設計、建設、維持、管理及び運営に関する必要事項について、協議会において協議の上定めるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 甲側の構成員
ア 東京都水道局金町浄水管理事務所長の職にある者
イ 東京都水道局金町浄水管理事務所庶務課長の職にある者
ウ 東京都水道局金町浄水管理事務所技術課長の職にある者
エ その他東京都水道局金町浄水管理事務所長が指定する甲の職員
- (2) 乙側の構成員
ア 金町浄水場内の乙の事務所の所長の職にある者
イ 金町浄水場内の乙の事務所の副所長の職にある者
ウ 技術責任者
エ 乙の受任者、受託者若しくは請負人の代表者又はその代理人
- 4 甲及び乙は、その職員、役員、従業員その他の者を協議会に出席させることができる。ただし、職員、役員及び従業員以外の者を出席させる場合においては、事前に相手方に対してその旨を文書又は口頭により通知するものとする。
- 5 甲は、協議会を招集する。

- 6 協議会は、甲又は乙の中入れに基づき、随時に開催する。
- 7 協議会の運営に関する細目事項は、協議会における協議により定めるものとする。

第2章 建設

(コージェネレーションシステムの建設)

- 第8条 乙は、別紙2の仕様(以下「基本仕様」という。)に従って、コージェネレーションシステムを建設(以下「建設」という。)するものとする。
- 2 乙は、建設を行うため、第三者から物品の供給又は役務の提供を受けることができる。

(第三者への委任等)

- 第9条 乙は、建設に係る測量調査(以下「測量調査」という。)、第11条第1項の事業場所の現状調査(以下「現状調査」という。)又は本件設備の設計(以下「設計」という。)若しくは施工の全部又は一部を事前に甲に通知した第三者以外の者に委任し若しくは委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 測量調査、現状調査、設計又は施工の全部又は一部を第三者に委任し若しくは委託し、又は請け負わせる場合において、当該測量調査、現状調査、設計又は施工の一部について当該第三者が再委任し若しくは再委託し、又は下請負人を使用するときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項に規定する委任、委託、再委任、再委託、請負及び下請負人の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、建設に関し当該委任、委託、再委任、再委託、請負及び下請負人の使用に係る第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなす。

(測量調査)

- 第10条 乙は、その責任及び費用において、測量調査(排水処理所建屋の構造及び荷重条件に関するものを除く。)を行うものとする。
- 2 乙は、測量調査を行うため、事前に甲の承諾を得て事業場所以外の場所に立ち入ることができる。
- 3 乙は、乙が行った測量調査の中断、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとする。

(現状調査)

- 第11条 乙は、その責任及び費用において、次の各号に掲げる事業場所について当該各号に掲げる時点において事業場所の現状調査を行うものとする。
- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 排水処理所建屋屋上 | 甲の防水工事が終了した時点 |
| (2) 燃料タンク室 | 乙が工事に着手する直前の時点 |
| (3) 建設に係る事業場所(前2号に掲げるものを除く。) | 乙が建設のための資材等の搬入に着手する直前の時点 |
| (4) 煙突、配管等 | 乙が接続工事に着手する直前の時点 |
- 2 前条第2項の規定は、現状調査について準用する。
- 3 乙は、第1項の現状調査に基づき事業場所現状図書を2部作成し、遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、事業場所現状図書が事業場所の現状に合致することを確認したときは、事業場所現状図書にその旨を記載し、1部を乙に対して返却する。
- 5 甲は、事業場所現状図書が事業場所の現状に反するときは、乙に対してその旨を通知しなければならない。
- 6 乙は、前項の通知を受けたときは、現状に反する部分について事業場所現状図書を修正し、甲の確認を受けなければならない。
- 7 甲及び乙は、現状調査により得た図面その他の情報を、第20条及び第50条第1項に規定する事業場所の原状復旧の目的以外の目的に使用しないものとする。

(設計)

- 第12条 乙は、基本仕様の範囲内で、自らの裁量及び責任において、設計を行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して設計の変更を求めることができる。ただし、甲の責に帰すことのできない事由に基づく場合を除き、基本仕様の変更を伴う設計の変更を求

めることができない。

- 3 設計の変更（軽微なものを除く。）を行うときは、協議会における協議を経なければならない。
- 4 乙は、協議会における協議を経ることなく設計の変更を行った場合は、変更の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 5 乙は、乙が行った設計（設計変更によるものを含む。）の不備、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとする。
- 6 第3項の設計の変更が合理的な理由に基づくものと認められる場合は、乙は、甲に対して第31条第2項第2号に基づく電力及び蒸気の基本料金の改定を求めることができる。この場合において、設計の変更が第2項の規定に基づき甲の請求により行われたときは、これを合理的な理由に基づくものとみなす。

（書類の提出）

- 第13条 乙は、協議会で定める日までに、基本計画図、基本工事工程表及び甲が指示する資料を作成し、1部を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、次の書類を、それぞれについて協議会で定める日までに甲に提出しなければならない。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 実施設計図（第23条第5項に規定するものを除く。）
 - (3) 変更図
 - (4) 搬入計画書
 - (5) 詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表をいう。以下同じ。）
 - (6) 試運転計画書
 - (7) その他甲が必要と認める資料（第23条第6項に規定するものを除く。）
- 3 甲は、前項各号に掲げる書類が基本仕様及び別紙3の日程（以下「基本日程」という。）に反するときは、乙に対してその旨を通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、その責任において設計又は計画を変更するものとする。

（工事の施行）

- 第14条 乙は、詳細な工事工程表に従って建設に係る工事を施行するものとする。
- 2 甲は、排水処理所更新工事その他事業場所の整備等に係る別紙3に掲げる工事を、甲の費用負担により、別紙3に定めるところにより施行するものとする。
- 3 乙は、設置する機器の発注、現場における工事の開始、大型機材の搬入等を行うときは、これらの各工程の開始前に、協議会において甲が施行する工事との調整を図るものとする。
- 4 甲は、乙との間で工事の調整を図るため、随時に協議会の開催を申し入れることができる。

（工期及び工程の変更）

- 第15条 甲及び乙は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。
- 2 工期又は工程の変更の可否については、協議会で定め、協議会で協議が整わないときは、甲が工期又は工程を定め、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲及び乙は、理由のいかんを問わず、工期の延長が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、基本日程の甲及び乙の工事が競合する期間における工期又は工程の変更が必要とされる場合は、協議会において調整するものとする。この場合において、次項の規定は、これを適用しない。
- 5 第2項の工期又は工程の変更が合理的な理由に基づくものと認められる場合は、乙は、甲に対して第31条第2項第3号の規定に基づく電力及び蒸気の基本料金の改定を求めることができる。この場合において、工期又は工程の変更が第1項の規定に基づき甲の請求により行われたときは、これを合理的な理由に基づくものとみなす。

（試運転）

- 第16条 乙は、建設に着手する日から営業運転開始日の前日までの期間（以下「建設期間」という。）において、第13条第2項第6号の試運転計画書に基づき乙の費用負担によりコージェネレーションシステムの試運転を行うものとする。
- 2 試運転に伴い発生する電力及び蒸気は、協議会で定める条件により、すべて甲が無償で引き

取るものとする。ただし、甲は、乙が甲の要求により前項の試運転計画書に定める期間を超えて試運転を行った場合は、その運転に要した費用として、試運転計画書に定める期間を越えて供給された電力量及び蒸気量にそれぞれ契約書に定める電力及び蒸気の従量料金単価を乗じて得た額を乙に対して支払うものとする。

- 3 試運転時における原料水の提供は、営業運転開始後に準じて行うものとする。
- 4 甲は、必要に応じて、試運転に立ち会うことができる。

（完成検査）

- 第17条 乙は、前条第1項の試運転後、営業運転開始日前に、別紙4に掲げる項目について、協議会で定める方法によりコージェネレーションシステムの完成検査（以下「完成検査」という。）を行うものとする。
- 2 乙は、完成検査を行う7日前までに、協議会で定める方法により、甲に対して完成検査を行う旨を通知しなければならない。
- 3 甲は、完成検査に立ち会うものとし、完成検査においてコージェネレーションシステムが基本仕様を満たしていること及び別紙5の仕様（以下「運営仕様」という。）を満たした運営を行うことができることが確認されたものと認めるときは、完成検査が終了した日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第12条に定める休日に該当する日を除く。）以内に、乙に対して完工確認書を発行しなければならない。ただし、本件設備に係る官庁検査（電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に規定する使用前検査及び消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査をいう。以下同じ。）が完了していないときは、この限りでない。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、完成検査の場合について準用する。

（説明要求、立会い等）

- 第18条 甲及び甲が指定する代理人は、設計及び施工について、建設開始前及び建設中、乙に対して事前に通知した上で説明を求めることができる。
- 2 甲及び甲が指定する代理人は、建設期間中において乙が行うコージェネレーションシステム、その構成部分その他のものの検査又は試験に立ち会うことができる。
- 3 乙は、前項の検査又は試験を行う場合は、事前に甲に対してその旨を通知しなければならない。
- 4 甲は、建設の進捗よく状況その他甲が必要と認める事項について、乙に対して随時報告を求めることができる。

（工事用電力等）

- 第19条 乙は、建設期間中、建設に必要な工事用電力及び工事用水を、協議会で定めるところに従って、甲が指定する方法により使用することができる。この場合において、乙は、必要とする最大電力を事前に甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により使用する電力について、甲が東京電力株式会社に対して支払うべき電力料金のうち、乙が使用した電力量に係る料金に相当する額を負担するものとする。
- 3 工事用水に係る経費の負担については、原料水の例による。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき事由のある場合を除き、工事用電力又は工事用水を提供しないことについて責任を負わないものとする。

（建設用地の原状復帰）

- 第20条 乙は、建設期間終了後速やかに、乙の費用負担により、第11条の規定に基づいて作成した事業場所現状図書に従い、建設に係る事業場所を原状（この契約の通常の履行により生じることが避けられない損耗消耗分を除く。）に復帰させるものとする。

第3章 電力及び蒸気の供給

（総則）

- 第21条 乙は、営業運転開始日からこの契約が終了する日までの間（以下「運営期間」という。）、分界点（甲の費用及び責任において設置し、管理すべき設備と乙の費用及び責任において設置し、管理すべき設備との境界となる点をいう。以下同じ。）において、運営仕様に従って甲に対して電力及び蒸気を供給するものとする。

- 乙は、この契約の期間中、本件設備により発生する電力又は蒸気を甲以外の者に供給してはならない。
- 平成12年10月3日又は第17条第3項の完工確認書が発行された日の翌日のいずれか遅い日をもって営業運転開始日とする。

(取合場所)

- 第22条 甲及び乙は、取合場所（電力、蒸気、凝縮水、原料水、排水等の分界点を有する設備を設置する場所をいう。以下同じ。）において、協議会で定めるところに従い、別紙6に掲げる設備を設置し、かつ、維持するものとする。
- 取合場所における分界点の詳細は、協議会で定める。

(系統連系)

- 第23条 甲は、その費用及び責任において、東京電力株式会社及び乙との協議において合意したところに従って、電力の供給に係る東京電力株式会社の設備と甲の設備との間の系統連系を行うものとする。
- 甲及び乙は、協議会で定めるところに従って、電力の供給に係る甲の設備と乙の設備との間の系統連系を行うものとする。
- 乙は、その費用及び責任において、協議会で定めるところに従って、系統連系に関連する設備（コージェネレーションシステムからの必要信号等に係る設備を含む。以下「系統連系関連設備」という。）を設置するものとする。
- 乙は、甲が求める場合には、第1項の協議に、乙又は乙の建設請負人若しくは乙の業務の受託者の職員のうち適当な者を出席させるものとする。
- 乙は、この契約の締結日の翌日から起算して1箇月以内に、系統連系関連設備の実施設計画を甲に提出しなければならない。
- 乙は、前項の実施設計画のほか、単線結線図その他甲又は東京電力株式会社が必要と認める系統連系に関する書類、資料等を、甲からの求めに応じて提供するものとする。

(計量)

- 第24条 乙は、甲に対して供給する電力及び蒸気の熱量を計量するため、別紙6に定めるところに従って、電力量計及び蒸気の熱量を計量する計器をそれぞれ設置するものとする。
- 蒸気の熱量の計量及び算出は、運営仕様に定める方法により行う。

(補給電力)

- 第25条 甲は、東京電力株式会社との間で、別紙7に定めるところに従い、乙の発電設備の検査、補修又は事故により不足することとなる電力の補給を目的とする契約（以下「補給電力契約」という。）を締結し、平成12年10月3日から同契約に基づき電力の供給を受けることができる。

(電力の供給)

- 第26条 乙は、契約書に特別の定めがある場合を除き、運営期間中、運営仕様に定める期間、時間帯その他の条件に従い、コージェネレーションシステムによる発生電力からその発電に必要な所内電力を控除したすべての電力を、甲の必要とする時間、継続して供給するものとする。
- 乙は、次に掲げる場合は、事前に協議会において甲と協議した上で、電力の供給の全部又は一部を停止することができる。
 - 停止計画（コージェネレーションシステムの定期検査又は定期補修のため、電力又は蒸気の供給を停止することに関し、各年度ごとに乙が定める計画をいう。以下同じ。）に基づいてコージェネレーションシステムの運転を停止するとき。
 - 甲が甲の設備の定期検査又は定期補修を行うため、供給を停止する必要があるとき。
 - 甲の責に帰すべき事由その他乙の責に帰することのできないやむを得ない事由があるとき。ただし、当該事由が不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震（営業運転開始日以後において発生した排水処理所建屋屋上の事業場所における地震力が水平震度0.6以下かつ垂直震度0.3以下のものを除く。）、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、甲又は乙のいずれの責にも帰すことのできない事由による都市ガスの供給停止その他の甲又は乙のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。以下同じ。）に該当する場合を除く。
- 乙は、不可抗力（都市ガスの供給停止を除く。）によりコージェネレーションシステムの運転ができない場合は、事前に協議会において甲と協議することなく、電力の供給の全部又は一

部を停止することができる。

- 乙は、重大な事態を回避する必要がある場合において、緊急かつやむを得ないときは、事前に協議会において甲と協議することなく、電力の供給の全部又は一部を停止することができる。この場合において、乙は、直ちにその旨を甲に通知するとともに、可能な限り早期に復旧しなければならない。
- 甲が乙から前項の通知を受けたときは、速やかに協議会を開催し、乙が甲に対して停止の理由について説明した上で、当該停止が第2項に掲げる事由によるものか否かについて協議を行うものとする。
- 都市ガスの供給停止によりコージェネレーションシステムの運転が停止した場合は、乙は、都市ガスの供給が再開するまでの期間について、協議会で定める運用協定（以下「運用協定」という。）及び協議会における個別の合意事項に従い、電力の供給を停止し、又は運営仕様に定める非常用燃料（以下「非常用燃料」という。）を使用して電力の全部若しくは一部の供給を行うものとする。この場合において、次条第1項及び第2項の規定の適用を妨げないものとする。

(電力料金)

- 第27条 甲は、契約書に特別の定めがある場合を除き、乙に対して、運営期間中、1箇月の日数に1日当たりの電力の基本料金の額を乗じて得た額と当該月分の使用に係る電力量に電力の従量料金単価を乗じて得た額との合計額にこれに係る消費税相当額を加えた額を、当該月の翌月に、乙の請求に基づき支払うものとする。
- 甲は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事由の存する期間に係る基本料金の額及びこれに係る消費税相当額のうち、基本料金の額に電力の供給を停止した発電機数の発電機総数（2台）に対する割合を乗じて算出した額及びこれに係る消費税相当額について、支払を免れるものとする。ただし、電力の供給が継続している間は、基本料金の額に2分の1を乗じて算出した額及びこれに係る消費税相当額を限度とする。
 - 電力の供給の全部又は一部が停止したとき（次項第1号及び第2号に掲げる場合並びに第4項の規定が適用される場合を除く。）。)
 - 甲の責に帰すべき事由以外の事由により、コージェネレーションシステムの電力供給能力（以下「電力供給能力」という。）が基本仕様に定める性能検査時の電力供給能力（以下「基本仕様に定める電力供給能力」という。）を下回ったとき。この場合において、電力供給能力が基本仕様に定める電力供給能力の一分を下回ったときは、発電機のうち1台が停止したものとみなす。
- 甲は、次の各号に掲げる場合は、基本料金の全額について支払を免れることができない。
 - 前条第2項の規定に基づいて電力の供給の全部又は一部が停止したとき（同条第4項の規定に基づいて電力の供給の全部又は一部を停止した場合で、同条第5項の協議により同条第2項に掲げる事由によるものとされた場合を含む。）。)
 - 甲の責に帰すべき事由により、電力の供給が停止したとき又は電力供給能力が基本仕様に定める電力供給能力を下回ったとき。
 - 甲の責に帰すべき事由又は不可抗力（都市ガスの供給停止を除く。）により、甲が電力の全部又は一部を引き取るることができないとき。ただし、甲の責に帰すべき事由以外の事由により電力供給能力が基本仕様に定める電力供給能力を下回っている場合及び甲による電力の引取りが可能であったとしても電力の供給の全部又は一部が停止したものと合理的に推測される場合を除く。
- 甲は、前条第6項の場合（都市ガスの供給停止が乙の責に帰すべき事由による場合を除く。）において、次の各号に掲げる場合は、同項の期間に係る基本料金の全額について支払を免れることができない。
 - 非常用燃料の使用により電力を供給することが可能である場合において、運用協定若しくは協議会における個別の合意事項又は甲の要請に従い、電力の供給を停止し、又は電力の一部の供給を行ったとき。
 - 非常用燃料の使用により電力を供給することが可能である場合において、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力により、甲が電力の全部又は一部を引き取るることができないとき。ただし、甲の責に帰すべき事由以外の事由により電力供給能力が基本仕様に定める電力供給能力を下回っている場合及び甲による電力の引取りが可能であったとしても電力の供給の全部又は一部が停止したものと合理的に推測される場合を除く。
 - 非常用燃料を使用して電力の供給を行った場合において、非常用燃料をすべて消費したことにより電力の供給が停止したとき（乙が合理的な手段を講じても非常用燃料を調達するこ

とができないう状態（以下「非常用燃料調達不能状態」という。）が継続しており、かつ、都市ガスの供給が回復したときに直ちに電力の供給を再開することが可能な電力供給能力その他の人的及び物的体制が維持されている場合に限る。）。

5 第2項の規定により支払を免れる額の算出は、暦日を単位として行うものとする。この場合において、同項各号に掲げる事由の存する時間が12時間未満である日は、当該事由が存しない日として計算するものとする。

（蒸気の供給及び料金）

第28条 乙は、運営期間中、運営仕様に定める期間、時間帯その他の条件に従い、コージェネレーションシステムにより発生した蒸気を甲の必要とする時間、継続して供給するものとする。

2 乙の責に帰すべき事由によらないで東京電力株式会社からの電力の供給が停止した場合は、乙は、基本仕様に定める電力供給停止時の電力供給能力を確保するため、蒸気の供給の全部又は一部を停止することができる。

3 第26条（第1項を除く。）及び前条の規定は、蒸気の供給及び料金について準用する。この場合において、「発電機」とあるのは「排熱ボイラ」と、「電力供給能力」とあるのは「蒸気供給能力」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 甲は、第2項に規定する場合は、蒸気の基本料金の全額について支払を免れることができない。

5 乙は、乙の費用負担において、運営仕様に定める条件により、凝縮水の返送を受けるものとする。

（発電停止中の所内電力）

第29条 乙は、運営期間中においてコージェネレーションシステムによる発電が停止した場合は、乙の必要とする発電用所内電力を甲が受電する配電盤に逆送電することにより、使用することができる。

2 前項の電力の使用に係る乙の負担は、工事用電力の例による。

（料金の請求及び支払）

第30条 乙は、電力及び蒸気の料金を毎月5日（第44条から第49条までの規定に基づきこの契約が月の末日以外の日に解除された場合にあっては、解除の日の翌日から起算して10日を経過する日。以下「請求期限日」という。）までに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けた場合は、毎月18日（第44条から第49条までの規定に基づきこの契約が月の末日以外の日に解除された場合にあっては、請求期限日の翌日から起算して10日を経過する日。以下「支払期限日」という。）までに、当該請求に係る料金を乙に支払わなければならない。

3 料金の請求は、別紙8の様式による。

4 請求期限日又は支払期限日が、平日（日曜日、土曜日及び東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成7年東京都水道局管理規程第4号）第12条に定める休日以外の日）をいう。以下同じ。）以外の日に該当する場合は、その直後の平日を請求期限日又は支払期限日とする。

5 甲は、第27条第2項の規定（第28条第3項の規定において準用する場合を含む。）により甲が支払を免れることができる額を控除することなく料金を支払った場合は、乙に対して、支払を免れることができる額に相当する額の払戻しを請求することができる。この場合において、乙は、払戻しの請求に係る額を、払戻しの請求をした日の属する月の翌月の料金に充当することができるものとする。

（料金の改定）

第31条 甲及び乙は、協議の上、別紙9の規定に従って、電力及び蒸気の料金の改定を行うものとする。

2 次に掲げる事由により経費が増減した場合は、電力及び蒸気の基本料金の改定を行うものとする。ただし、甲及び乙の双方がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) この契約の締結後に施行される新たな法令（法令を改正し、又は廃止する法令を含む。）に基づき租税が賦課されたとき。

(2) 第12条の規定に従って、合理的な理由に基づき設計が変更されたとき。

(3) 第15条（第4項を除く。）の規定に従って、合理的な理由に基づき工期又は工程が変更

されたとき。

(4) 第53条第1項本文に規定する排水処理所建屋の倒壊又は損壊により、別紙11の運転管理体制又は別紙12の保全管理体制の変更が必要となったとき。

(5) 第54条第2項本文に規定する事業場所の変更により、別紙11の運転管理体制又は別紙12の保全管理体制を変更したとき。

(6) 第56条第1項の場合において、同条第3項の規定（第57条第3項の規定において準用する場合を含む。）に基づいて甲が追加費用を負担するとき。

（原料水）

第32条 甲は、甲が設置する管理用区分バルブのフランジにおいて、別紙10に規定する条件により、乙に原料水を提供する。

2 原料水の水質が別紙10に掲げる条件から著しく変化した場合は、対応について協議会で協議を行うものとする。

3 原料水の計量は、甲が設置する量水器により、毎月末日に協議会で定めるところに従って行う。

4 乙は、使用した原料水について、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第23条、第23条の2第1項、第23条の3第1項及び第26条第1項の規定に準じて給水管の呼び径に応じて算出した額を負担するものとする。

5 甲は、前項の額について計量した日の属する月の翌月に乙に対して請求するものとし、乙は、甲が請求した日の翌日から起算して20日以内に当該請求に係る額を甲に支払わなければならない。

6 第30条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

第4章 設備の運営及び維持管理

（総則）

第33条 乙は、運営期間中、乙の費用負担において、運営仕様及び運用協定その他の合意事項に従って、コージェネレーションシステムの運営（以下「運営」という。）を行うとともに、本件設備を常に良好な状態に保つよう維持管理（以下「維持管理」という。）を行い、もって、安全で、環境に配慮した方法により電力及び蒸気を供給するように努めなければならない。

2 乙は、運営期間中、基本仕様に定める電力供給能力及び基本仕様に定める蒸気供給能力を維持しなければならない。

3 乙は、運営及び維持管理を行うため、第三者から物品の供給又は役務の提供を受けることができる。

4 乙は、本件設備に事故が発生した場合その他緊急の場合は、速やかに甲に連絡した上、的確な復旧措置を講じるものとする。

（系統連系に関する遵守事項等）

第34条 乙は、系統連系に関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 電力分界点における電圧及び周波数を常時適正に保持すること。

(2) 東京電力株式会社の系統へ逆潮流させないこと。

(3) 乙の発電機遮断器から甲の発電受電遮断器までの間に事故が発生したときは、乙の発電機遮断器を甲の電気系統から開放すること。

(4) 乙の発電設備に事故が発生したときは、乙の発電機遮断器を、速やかに、かつ、確実に甲の電気系統から開放すること。

(5) 甲の作業時、緊急時等に甲の発電受電遮断器を開放させるときは、乙の発電機遮断器を確実に甲の電気系統から開放すること。

(6) 系統連系関連設備の設置に際し、甲及び東京電力株式会社との協議に基づき、最速の設備を形成すること。

2 乙は、乙が設置する保護装置の整定値について、甲と協議の上、甲の電気系統と協調が図れるよう設定するものとし、保護装置の新設、増設又は更新を行う場合は、当該保護装置の試験記録及び整定値を甲に提示しなければならない。

3 乙の電気設備が適正に設置されないため甲の電気設備に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認められる場合又は乙が第1項各号に掲げる遵守事項若しくは系統連携に関して協議会で定める事項に従って維持管理に努めない場合は、甲は、乙に対して、維持管理の

改善を求めることができる。

- 4 甲が前項に基づく請求を行った場合は、乙は、その費用負担により速やかに適切な措置を講じるとともに、当該措置の詳細を甲に報告するものとする。
- 5 甲は、運営期間中、運営仕様に従った電力及び蒸気の供給を受けることができるよう、協議会で定める事項に従って、系統連系を維持し、甲の設備を維持管理するものとする。

(第三者への委任等)

- 第35条 乙は、運営に係る管理又は定期検査、定期補修その他の維持管理の業務の一部を事前に甲に通知した第三者に委任し、又は委託することができる。
- 2 前項に規定する第三者への委任又は委託を行う場合において、当該第三者が委任又は委託を受けた業務の一部を再委任し、又は再委託するときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項に規定する委任、委託、再委任及び再委託は、すべて乙の責任において行うものとし、運営及び維持管理に関し当該委任、委託、再委任及び再委託に係る第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなす。

(運転管理体制等)

- 第36条 乙は、運営期間中において、別紙11の運転管理体制及び別紙12の保全管理体制に従って運営を行うものとする。

(都市ガスの受給等)

- 第37条 乙は、都市ガスを使用してコージェネレーションシステムの運転を行うものとし、その責任において、都市ガスの供給を受けるための契約を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の契約を締結したときは、速やかにこれに係る契約書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、運営期間中、常に80klの非常用燃料を保有しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、停止計画に基づく定期検査において非常用燃料を使用してコージェネレーションシステムの運転を行うことができるものとする。この場合において、定期検査が終了したときは、速やかに非常用燃料の補給を行い、前項に規定する保有量を回復するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、非常用燃料調達不能状態が継続する間及び非常用燃料調達不能状態が終了した日の翌日から起算して7日が経過するまでの間については、乙は、第3項に規定する量(第26条第6項又は前項の規定に基づいて非常用燃料を使用した後、保有量を回復するまでの間にあっては、非常用燃料調達不能状態が開始した時点で保有していた非常用燃料の量)から当該時点以降に使用した量を控除した量についてのみ保有する義務を負うものとする。
- 6 都市ガスの供給が停止した場合(乙の責に帰すべき事由による場合を除く。)において、乙が非常用燃料を使用してコージェネレーションシステムの運転を行ったときは、甲は、当該運転に現実に必要な費用の額から都市ガスを使用して運転する場合に必要な費用の額を控除した額を乙に支払うものとする。

(停止計画)

- 第38条 乙は、停止計画に基づき、コージェネレーションシステムの運転の一部を停止することができる。
- 2 停止計画は、協議会における協議を経て、運用協定に基づき乙が定めるものとする。
- 3 乙は、停止計画を変更するときは、事前に甲の承認を受けなければならない。
- 4 甲は、前項の承認を求められた場合において、乙が運用協定を遵守していると認めるときは、原則として停止計画の変更を承認しなければならない。
- 5 甲は、やむを得ない事由のある場合は、乙に対して停止計画の変更を求めることができる。

(性能検査)

- 第39条 乙は、電力供給能力及び蒸気供給能力が基本仕様適合していることを確認するため、運営期間中の各事業年度に1回、乙の費用負担において、運用協定で定める方法により性能検査を行うものとする。
- 2 甲は、性能検査に立ち会い、又は性能検査に係る資料の提出を乙に求めることができる。

(環境指標値)

- 第40条 乙は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び東京都公害防止条例(昭和44年東京都条例第97号)に規定する規制値を遵守しなければならない。
- 2 乙は、コージェネレーションシステムの常用運転(東京電力株式会社から金町浄水場に電力が供給されているときにおける都市ガスを使用する運転をいう。以下同じ。)を行っている間、次の各号に掲げる項目について、当該各号に掲げる環境指標値を遵守するものとする。
 - (1) 窒素酸化物排出濃度 50ppm($O_2=0\%$ 換算値)以下
 - (2) 騒音及び振動 前項の法令による規制値以下
- 3 乙は、前項各号に掲げる項目について、環境指標値に適合しないこととなったときは、速やかに改善措置を行うものとする。
- 4 甲は、第2項各号に掲げる項目について、環境指標値に適合していないと認めるときは、乙に改善を求めることができる。
- 5 甲は、前項の改善を求めた日の翌日から起算して90日以内に乙が改善措置を講じないときは、乙に対してコージェネレーションシステムの全部又は一部の運転を停止することを求めることができる。
- 6 乙は、次の各号に掲げる項目について、別紙13に規定する方法により測定又は計算を行い、その結果を甲に報告するものとする。
 - (1) 窒素酸化物排出濃度
 - (2) 騒音値
 - (3) 年間窒素酸化物排出量及び削減率
 - (4) 年間二酸化炭素排出量及び削減率
 - (5) 年間総合エネルギー効率
- 7 甲及び乙は、前項第3号から第5号までに掲げる項目について、その値を向上させるため、協議会において協議するものとする。

(排水処理)

- 第41条 乙は、その費用負担において、本件設備からの排水について、公共下水道に係る水質基準に適合させるための除害処理を行うものとする。
- 2 前項の排水は、甲が設置する管理用区分バルブのフランジから、既設の排水管を經由して公共下水道に排除するものとする。

(報告、説明等)

- 第42条 甲は、運営期間において乙が行う本件設備の点検、修理、補修、改良その他の維持管理の内容その他甲が必要と認める事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。
- 2 乙は、電力供給能力及び蒸気供給能力が基本仕様で定める電力供給能力及び基本仕様で定める蒸気供給能力を下回った場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、乙の設備が適正に設置されていないため、甲の設備に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認められる場合又は乙が契約書に定める遵守事項に基づく維持管理に努めないと思われる場合は、乙に対して、これらの状況の改善を求めることができる。
- 4 前項の改善の求めがあった場合は、乙は、乙の費用負担により、速やかに改善のための措置を講じなければならない。

第5章 契約の終了

(契約期間)

- 第43条 この契約は、営業運転開始日から起算して20年を経過した日をもって終了する。

(乙の債務不履行等による契約の解除)

- 第44条 次に掲げる場合は、甲は、この契約又はこの契約に基づき乙との間で締結する一切の契約(以下「この契約等」という。)について、催告することなくその全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により、連続して30日(乙が書面をもって説明し、甲が合理的と認める場合にあつては、相当の期間(以下「伸長期間」という。)を伸長した期間)以上

- は引き続く1年の間において60日以上(伸長期間を除く。)、乙が電力若しくは蒸気を供給しないとき又は甲が電力若しくは蒸気を引き取ることができなかつたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約以外の契約に基づく1件5千万円以上の支払債務を履行期限の日の翌日から起算して60日以上履行しないとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、営業運転開始日が平成12年10月3日(第15条第4項の規定に基づき、これと異なる営業運転開始の予定日が協議会で合意された場合にあっては、その日)から起算して3箇月以上遅延したとき。
- (4) 乙が第34条第3項の改善又は第40条第4項の改善を求められた日の翌日から起算して90日(乙が書面をもって説明し、甲が合理的と認める場合にあっては、相当の期間を延長した期間)以内に改善措置を講じなかつたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (6) 乙の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- (7) 乙に係る破産、会社更生、和議、会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について、乙の取締役会でその申立等を決議したとき若しくはその申立等がされたとき又は乙が支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定するものに該当することとなったとき。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく乙の義務を履行しない場合(前項各号に掲げる場合を除く。)は、甲は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治愈するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行った上でこの契約等の全部又は一部を解除することができる。
- 3 次に掲げる場合は、甲は、30日以上前に乙に対して書面により通知した上でこの契約等の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約に係る事業(以下「事業」という。)を放棄したと認められるとき。
- (2) 乙の株主が別紙14に掲げる事項を内容とする保証を甲が請求した日の翌日から起算して30日以内に提供しないとき又はこれを維持しないとき。
- (3) 乙が第55条第1項に規定する保険契約を甲が請求した日の翌日から起算して30日以内に締結しないとき又はこれを維持しないとき。
- 4 甲は、連続して12時間以上、乙から電力若しくは蒸気の供給がない場合又は甲が電力若しくは蒸気を引き取ることができない場合において、当該供給停止又は引取不能が乙の責めに帰すべき事由によることを認識したときは、遅滞なくその旨を乙に対して通知するものとする。
- 5 甲は、乙がこの契約を履行するために融資銀行から借り入れた資金(以下「借入金」という。)に残高がある場合において、次の各号に掲げるときは、乙が書面により甲に通知した融資銀行のうちこれらを代表する者に対して、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。
- (1) 前項に規定する通知を行ったとき。
- (2) 第34条第3項又は第40条第4項の規定に基づいて改善を求めたとき。
- (3) 第2項の規定に基づき催告を行ったとき。
- (4) 第3項に規定する通知を行ったとき。
- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、甲は、借入金に残高がある場合において、次の各号に掲げるときは、前項に規定する通知を発した日からその翌日から起算して当該各号に掲げる期間が経過する日までの間は、融資銀行の書面による承諾がない限り、この契約等を解除しないものとする。
- (1) 第1項第1号に掲げる場合 30日に伸長期間に相当する日数を加えた期間
- (2) 第1項第4号に掲げる場合 90日に同号に定めるところに従って伸長した日数を加えた期間
- (3) 第2項の場合 甲が設けた催告期間に相当する期間
- (4) 第3項各号に掲げる場合 30日
- 7 第5項に規定する通知は、その遅滞をもって、甲の乙又は融資銀行に対する責任を生じないものとする。

(甲の債務不履行による契約の解除)

- 第45条 次に掲げる場合は、乙は、この契約等の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 甲がこの契約に基づいて履行すべき支払債務について、期限後30日以内に履行しなかつたとき。
- (2) 甲の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく甲の義務を履行しない場合(前項第1

号に掲げる場合を除く。)は、乙は、30日以上60日以下の期間を設けて催告を行った上でこの契約等の全部又は一部を解除することができる。

(任意解除権の留保)

第46条 甲は、理由のいかんを問わず、3箇月以上前に乙に対して書面により通知した上で、この契約等を解除することができる。

(予算の減額又は削除があった場合の解除)

第47条 甲は、この契約に係る甲の予算に減額又は削除があった場合は、この契約等を解除する。

(協議解除)

第48条 この契約の締結後に法令変更(税法を除く法令の制定又は改廃をいう。以下同じ。)が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、事業の継続が不能となったとき又は事業の継続に過分の費用を要するときは、甲は、乙と協議の上、この契約等を解除することができる。

2 乙は、融資銀行との間で、前項の協議に融資銀行を出席させる旨の合意を行うことができるものとする。

(不可抗力による解除)

第49条 不可抗力事由が60日以上継続する場合において、甲若しくは乙がこの契約を履行することができなかつたとき又はこの契約の履行に過分の費用を要し、かつ、甲乙間の協議によりこの契約が変更されなかつたときは、甲又は乙は、この契約等を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の協議について準用する。

(契約終了後の原状復帰)

第50条 乙は、理由のいかんを問わずこの契約が終了したときは、甲からの特段の指示がない限り、本件設備及び乙が所有し、又は管理する一切の物件を乙の責任及び費用負担において直ちに撤去し、第11条の規定に基づいて作成した事業場所現状図書に従い、事業場所を原状(この契約の通常の履行により生じることが避けられない損耗消耗分を除く。)に復帰させるものとする。

2 甲は、この契約が終了したときは、本件設備(建設中にある場合は、その出来高部分)の全部又は一部を別紙15に規定する方法により算出した残存価値相当額をもって買い取ることができる。

第6章 補償及び損害賠償

(供給停止等の場合の補償)

第51条 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲に対して当該各号に掲げる額を請求することができる。

(1) 甲の責に帰すべき事由により、営業運転開始日が平成12年10月3日(第15条第4項の規定に基づき、これと異なる営業運転開始の予定日が協議会で合意された場合にあっては、その日)よりも遅れたとき。

その遅れた期間において乙が負担した経費に相当する額。ただし、その遅れた期間分の電力及び蒸気の基本料金の額を上限とする。

(2) 甲の責に帰すべき事由により、電力の供給の全部若しくは一部が停止したとき又は電力供給能力が基本仕様で定める電力供給能力を下回ったとき。

電力の供給が停止した期間又は電力供給能力が基本仕様で定める電力供給能力を下回った期間について、別紙16(「電力及び蒸気供給計画」)に掲げる電力供給量について電力の供給があったものとみなして算出した電力の従量料金に相当する額から電力の従量料金の額及び原材料費その他電力の供給停止又は電力供給能力が基本仕様で定める電力供給能力を下回ったことにより不要となった費用に相当する額を控除した額

(3) 甲の責に帰すべき事由により、蒸気の供給の全部若しくは一部が停止したとき又は蒸気供給能力が基本仕様で定める蒸気供給能力を下回ったとき。

蒸気の供給が停止した期間又は蒸気供給能力が基本仕様で定める蒸気供給能力を下回った

期間について、別紙16(「電力及び蒸気供給計画」)に掲げる蒸気供給量について蒸気の供給があったものとみなして算出した蒸気の従量料金の相当する額から蒸気の従量料金の額及び原材料費その他蒸気の供給停止又は蒸気供給能力が基本仕様で定める蒸気供給能力を下回ったことにより不要となった費用に相当する額を控除した額

2 甲は、次の各号に掲げる場合は、乙に対して当該各号に掲げる額を請求することができる。
(1) 乙の責に帰すべき事由により、営業運転開始日が平成12年10月3日(第15条第4項の規定に基づき、これと異なる営業運転開始の予定日が協議会で合意された場合にあっては、その日)よりも遅れたとき。

その遅れた期間に応じた別紙17に規定する遅延損害金の額

(2) 甲の責に帰すべき事由及び法令変更以外の事由(停止計画に基づく本件設備の定期検査、定期補修等を含む。)により、東京電力株式会社から補給電力契約に基づく電力の供給を受けたとき。ただし、不可抗力(都市ガスの供給停止を除く。)により、電力の供給の全部若しくは一部が停止したこと、電力供給能力が基本仕様で定める電力供給能力を下回ったこと又は甲が電力の全部若しくは一部を引き取ることができなかつたことを乙が明らかにした場合及び第27条第4項が適用される場合を除く。

補給電力契約に基づいて電力の供給を受けたことにより東京電力株式会社に対して支払うことを要する基本料金の額から同契約に基づく供給を全く受けない場合の基本料金の額を控除した額と補給電力契約に基づき供給を受けた電力量について東京電力株式会社に対して支払うことを要する従量料金の額から当該電力量についてこの契約に基づき乙から電力の供給を受けることとした場合の従量料金の相当する額を控除した額との合計額

(3) 甲の責に帰すべき事由及び法令変更以外の事由(停止計画に基づく本件設備の定期検査、定期補修等を含む。)により、補給電力契約の契約電力と甲が東京電力株式会社と締結する特別高圧電力契約の契約電力との合計電力を超えて、東京電力株式会社から電力の供給を受けたとき。ただし、不可抗力(都市ガスの供給停止を除く。)により、電力の供給の全部若しくは一部が停止したこと、電力供給能力が基本仕様で定める電力供給能力を下回ったこと又は甲が電力の全部若しくは一部を引き取ることができなかつたことを乙が明らかにした場合及び第27条第4項が適用される場合を除く。

東京電力株式会社から請求される進約金に相当する額

(4) 甲の責に帰すべき事由及び法令変更以外の事由(停止計画に基づく本件設備の定期検査、定期補修等を含む。)により、乙が蒸気を供給しないとき又は供給される蒸気が運営仕様で規定する供給条件を満たさなかつたとき。ただし、不可抗力(都市ガスの供給停止を除く。)により、蒸気の供給の全部若しくは一部が停止したこと、蒸気供給能力が基本仕様で定める蒸気供給能力を下回ったこと、甲が蒸気の全部若しくは一部を引き取ることができなかつたこと又は運営仕様で規定する供給条件を満たさなかつたことを乙が明らかにした場合、第27条第4項が適用される場合及び第28条第2項の場合を除く。

別紙18に規定するスラッジの加温又は発生土の乾燥を行うための経費に相当する額

(契約解除の場合における賠償)

第52条 この契約が第44条の規定により解除された場合は、乙は、別紙17に規定する損害金を甲が請求した日の翌日から起算して14日以内に甲に支払わなければならない。

2 この契約が第45条、第46条又は第47条の規定により解除された場合は、甲は、別紙19に規定する損害金を別紙19に定めるところに従い、乙の請求に基づき支払うものとする。

3 この契約が第48条又は第49条の規定により解除された場合は、乙は、甲に対して別紙20に規定する清算金の額から乙が受領することとなる保険金に相当する額を控除した額を請求することができる。ただし、第50条第2項の規定に基づき甲が本件設備の全部を買い取る場合は、この限りでない。

(補強工事に係る損害の賠償)

第53条 乙は、乙が提出した本件設備の配置図、重量、形状等の資料に基づいて甲が排水処理所建屋の補強工事を行った後において、排水処理所建屋屋上の事業場所における地震力が水平震度0.6以下かつ垂直震度0.3以下に相当する地震により当該建屋が倒壊又は損壊した場合は、甲に対してこれにより生じた本件設備に係る損害の賠償を請求することができる。ただし、乙が提出した本件設備の配置図、重量、形状等の資料に誤りがある場合又はこれらの資料と異なる本件設備の設置等がされていた場合は、この限りでない。

2 前項の震度は、甲が事業場所に設置する地震計により測定する。

(本件設備の修理等に要する経費)

第54条 乙は、甲の責に帰すべき事由により本件設備の修理、改良等を行った場合は、これらに要した経費を甲に請求することができる。

2 乙は、甲が事業場所を変更した場合は、当該変更により増加した経費を甲に請求することができる。ただし、事業場所の変更が乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(保険)

第55条 乙は、別紙21に掲げる保険契約を、別紙21に指定する期日までに締結し、その期日以降この契約が終了する日まで維持するものとする。

2 甲は、乙が前項の保険契約の全部又は一部を締結しないとき又はこれを維持しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、甲は、乙に対して保険料その他の保険契約に要した費用の全額を請求することができる。

3 第1項の保険契約に係る保険金の請求事務は、乙が行うものとし、甲は、これに必要な援助を行うものとする。

第7章 雑則

(法令変更等)

第56条 契約期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、運営仕様に従った運営を行うことができなくなったとき又は事業に係る乙の収益に影響が及ぶときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の報告に基づき、これに対応するための次に掲げる措置について、速やかに乙と協議するものとする。この場合において、第1号及び第2号に掲げるものについて、第12条第3項及び第6項、第15条第2項及び第4項並びに第31条第2項第2号及び第3号の規定は、これを適用しない。

(1) 設計の変更

(2) 工期の変更

(3) 追加して支出することが必要となる費用(以下「追加費用」という。)の負担及びその支払方法

(4) その他契約の変更

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に(法令変更にあつては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅いほうの日までに)前項の協議が整わない場合は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者が追加費用を負担するものとする。ただし、第48条又は第49条の規定によりこの契約を解除する場合は、この限りでない。

(1) 追加費用のうち100万円以下の部分 乙

(2) 追加費用のうち100万円を超える部分 甲

4 前項の規定に基づいて甲に追加費用の負担が生じた場合は、第31条第2項第6号の規定に基づく電力及び蒸気の基本料金の改定により賄うものとする。この場合において、基本料金の改定後に第27条第2項の規定(第28条第3項の規定において準用する場合を含む。)に従って甲が電力及び蒸気の基本料金の支払を免れたときは、甲が支払を免れた基本料金のうち、基本料金の改定により甲が負担するものとされた追加費用に相当する部分について、支払を免れた期間の終期の属する年度の翌年度以降の基本料金の改定において調整を行う。

(不可抗力)

第57条 甲又は乙は、不可抗力によりこの契約の履行ができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 不可抗力により甲若しくは乙がこの契約の履行ができなくなった場合又は本件設備に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、この契約の変更並びに追加費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、不可抗力による追加費用について準用する。ただし、甲又は乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により都市ガスの供給が停止した場合において、乙が非常用燃料を使用してコージェネレーションシステムの運転を行ったときに当該運転に要

する費用については、第37条第6項の規定によるものとする。

(秘密の保持)

第58条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密をコンサルタント、相手方の代理人若しくは融資銀行以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(解釈)

第59条 甲が契約書の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき建設、供給、運営、維持管理等の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

2 第5条第3項の物件には、本件設備が含まれるものと解釈してはならない。

(端数処理)

第60条 この契約に基づく次の各号に掲げる金銭債務の額は、当該各号に掲げる単位を最低額の単位として算定するものとし、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

(1) 1日当たりの電力及び蒸気の基本料金の額並びにこれらの月額 円

(2) 電力及び蒸気の従量料金の単価の額 銭

(3) 電力及び蒸気の従量料金の月額 円

(4) 電力及び蒸気の料金の合計額（消費税相当額を含む。） 円

(5) その他の金銭債務の額 円

(疑義についての協議)

第61条 契約書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。